

(仮称)弥生町六丁目公園基本計画(案)等について

(仮称)弥生町六丁目公園を整備するにあたり、次のとおり公園基本計画(案)及び西側区道の整備方針をまとめたので報告する。

1. 計画地の概要

- ・所在地：中野区弥生町六丁目 1 番(国家公務員弥生宿舎跡地)
- ・面 積：約 1. 0 ha

2. 公園の整備テーマ

- ① 災害活動拠点となるオープンスペースの確保
- ② 四季の変化を楽しみながら憩い、安らぎ、健康を育む森
- ③ 自然とふれあい遊びながら子供たちの健康を育む空間
- ④ 地域の活性化と賑わいを創出する広場・施設

3. 公園整備のイメージ

① 災害活動拠点となるオープンスペースの確保

多目的広場、散策広場の配置。災害時に生活用水として使用できる井戸、マンホールトイレ、マンホールトイレ用のテントや発電機を収納する倉庫の整備。

② 四季の変化を楽しみながら育む健康づくりの森の創出

四季を感じる植栽地の整備、ジョギング、ウォーキング、体操など日常的に健康づくりができる施設の整備。

③ 自然とふれあい遊びながら子供たちの健康を育む公園の創出

敷地の高低差を活かした遊具の設置やボール遊びができる広場、浅い流れなど、多様な遊び場の整備。

④ 地域の活性化と賑わいを創出する広場・施設

公園を利用した地域イベントや地域交流等に活用できる多目的広場・施設の整備。

4. 動線計画

- ・ 災害時に避難しやすいように入出口を 5 箇所設ける。
- ・ 西側区道を一部拡幅し、歩道状園路を併設する。
- ・ 出入口を相互に結ぶとともに、公園内を大きく回遊できる動線を設ける。
- ・ 高低差のある敷地をつなぐ動線を設ける。

5. 導入する主な一般施設及び防災施設

- ・ トイレ、水飲み、ベンチ、遊具

- ・井戸、マンホールトイレ、収納倉庫
- ・園内灯（太陽光発電照明を含む）

6. 西側区道の整備方針

特別区道第12-290号線のうち、道路幅員が6mに満たない部分については公園予定地側へ後退を行い、幅員が6mになるよう道路整備を行う。ただし、建築基準法第42条第2項の道路に指定されている部分については、道路の中心線から4mの後退を行う。また、通行の利便性及び安全確保の観点から、現行の一方通行路線を相互通行路線に交通規制を変更する。

なお、交通規制の変更については、交通管理者との協議を行う。

7. その他

今後、整備・運営・管理について民間活用の検討も行う。

8. 今後の予定

- ・平成27年3月20日 区報、HPへ意見交換会の開催について掲載
- ・平成27年3月27、30日 意見交換会〔基本計画(案)〕

(仮称)弥生町六丁目公園 整備イメージ図

S=1:800



凡 例

- 公園区域
- 園路
- 園内灯
- ベンチ
- 水飲み
- 樹木
- 生垣
- 低木
- 多目的施設
- 耐震性貯水槽
- 防災井戸
- 道路
- 出入口